

熊本県公報

号外 第 13 号の 4
平成 20 年 3 月 31 日 (月)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

登 載 依 頼

- 熊本県教育庁処務規程の一部を改正する訓令……………(教育政策課) 1
- 熊本県教育事務所処務規程の一部を改正する訓令……………(") 6
- 熊本県立図書館処務規程の一部を改正する訓令……………(") 6
- 熊本県立図書館組織規則の一部を改正する規則……………(") 7

登 載 依 頼

熊本県教育委員会訓令第 5 号

本 庁 各 課
各 地 方 機 関

熊本県教育庁処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成 20 年 3 月 31 日

熊本県教育委員会委員長 古 川 紀美子

熊本県教育庁処務規程の一部を改正する訓令
熊本県教育庁処務規程（昭和 36 年熊本県教育委員会訓令第 48 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1（第 3 条関係）中

「	文化課	総務係 文化係 文化財調査第一係 文化財調査第二係	を	「	文化課	総務係 文化係 文化財調査第一係 文化財調査第二係 世界遺産登録推進班	に改める。	」
---	-----	------------------------------------	---	---	-----	---	-------	---

別表第 4（第 6 条、第 8 条関係）中

	分掌事務	教 育 長 専決事項	教 育 次 長 専決事項	課 長 専決事項	係 長 専決事項
教育政策課	6 教育庁等の職員の人事及び研修に関すること。	5 育休等代替臨時職員の任免に関すること。			
	8 児童手当に関すること。	1 児童手当法（昭和 46 年法律第 73 号）第 7 条第 1 項、第 8 条、第 14 条及び第 17 条の規定に基づく児童手当の認定、支給及び不正利得の徴収をすること。			

	21 広報、広聴及び教育行政に関する相談に関すること。	1 知事への直行便に関すること。		1 公報誌の原稿作成に関すること。	
義務教育課	2 就学援助補助金等に関し、次に掲げる事務を行うこと。				
	(4) 学校教育設備整備費等補助金に関すること。				
学校人事課	1 学校職員の任免、服務、表彰その他人事に関すること。				
	3 学校職員の給与その他の勤務条件に関すること。			1 単身赴任手当の決定に関すること。	
	7 義務教育費及び擁護学校費国庫負担金に関すること。				
	9 特別支援学校就学奨励費に関すること。				
	11 熊本市公立小・中学校職員の給与の支払等に関すること。			1 熊本市公立小・中学校職員に係る次の事項に関すること。 (1) 給与、旅費の支払に関すること。 (2) 扶養親族及び児童手当の認定並びに給料の調整額、多学年学級担当手当及び単身赴任手当の決定に関すること。 (3) 臨時的任用職員並びに非常勤職員の任免に関すること。	
	12 退職手当に関すること。				

	13 その他学校の運営及び管理に関すること。				
	14 熊本県教職員等健康審査会に関すること。				
文化課					
体育保健課	1 学校体育に関すること。			1 小学校、中学校、高等学校及び特殊諸学校の体育に関すること。	
	9 体育及び保健関係団体に関すること。	2 財団法人熊本県スポーツ振興事業団職員及び財団法人熊本県武道振興会職員の採用、承認及び人事異動に関すること。 3 財団法人熊本県スポーツ振興事業団役員及び財団法人熊本県武道振興会役員の推薦に関すること。 4 体育及び保健関係団体に関する重要な事項を決定すること。 5 日本スポーツ振興センターの災害共済給付契約の名簿更新及び共済掛金（設置者負担金）支払いに関すること。			
	13 体育及び保健に係る表彰に関すること。	5 スポーツ優秀大賞表彰者の決定に関すること。	1 歯の衛生週間事業表彰に関すること。 2 スポーツ優秀大賞表彰候補者の決定に関すること。	1 各種功労者表彰等の選考委員会の開催に関すること。 2 くまもと歯の健康文化賞被表彰の推薦に関すること。	

				3 全日本学校 歯科保健優良校 表彰の推薦に関 すること。	
	14 学校職員の 研修等に関する こと。	1 養護教諭の 初任者研修要綱 に関すること。			

」を

「

	分掌事務	教 育 長 専決事項	教育次長 専決事項	課 長 専決事項	係 長 専決事項
教育政策課	6 教育庁等の 職員の人事及び 研修に関するこ と。	5 育休等代替 臨時職員及び育 休等代替短時間 勤務臨時職員の 任免に関するこ と。		7 自己啓発等 休業の承認及び 自己啓発等休業 状況の変更届の 承認をすること。 8 高齢者部分 休業の承認及び 承認取消、高齢 者部分休業時間 延長の承認をす ること。	
	8 児童手当に 関すること。			1 児童手当法 (昭和 46 年法 律第 73 号) 第 8 条、第 14 条及び 第 17 条の規定 に基づく児童手 当の支給及び不 正利得の徴収を すること。	
	21 広報、広聴 及び教育行政に 関する相談に関 すること。			1 広報誌の原 稿作成に関する こと。	
義務教育課	2 就学援助補 助金等に関し、 次に掲げる事務 を行うこと。				
	(4) 理科教育 設備整備費等補 助金に関するこ と。				
学校人事課	1 学校職員の 任免、服務、表 彰その他人事に 関すること。	5 自己啓発等 休業の承認及び 自己啓発等休業 状況の変更届の 承認をすること。		8 修学部分休 業の承認及び承 認取消、修学部 分休業状況変更 の承認をすること。	

				9 高齢者部分休業の承認及び承認取消、高齢者部分休業時間延長の承認をすること。	
	3 学校職員の給与その他の勤務条件に関する事 こと。			1 給与の支払に関する事 こと。	
	7 義務教育費及び国庫負担金に関する事 こと。				
	9 特別支援教育就学奨励費に関する事 こと。				
	11 熊本市公立小・中学校職員の旅費に関する事 こと。			1 旅費の支払に関する事 こと。	
	12 熊本市公立小・中学校の臨時的任用職員及び非常勤職員の任免に関する事 こと。			1 臨時的任用職員並びに非常勤職員の任免に関する事 こと。	
	13 退職手当に関する事 こと。				
	14 その他学校の運営及び管理に関する事 こと。				
	15 熊本県教職員等健康審査会に関する事 こと。				
文化課	10 世界遺産登録に関する事 こと。				
体育保健課	1 学校体育に関する事 こと。			1 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の体育に関する事 こと。	
	9 体育及び保健関係団体に関する事 こと。	2 財団法人熊本県スポーツ振興事業団役員及び財団法人熊本県武道振興会役員 の推薦に関する事 こと。			

		<p>3 体育及び保健関係団体に関する重要な事項を決定すること。</p> <p>4 日本スポーツ振興センターの災害共済給付契約の名簿更新及び共済掛金（設置者負担金）支払いに関すること。</p>			
13	体育及び保健に係る表彰に関すること。	5 スポーツ優秀賞表彰者の決定に関すること。	1 スポーツ優秀賞表彰候補者の決定に関すること。	<p>1 歯の衛生週間事業表彰に関すること。</p> <p>2 各種功労者表彰等の選考委員会の開催に関すること。</p> <p>3 くまもと歯の健康文化賞被表彰の推薦に関すること。</p> <p>4 全日本学校歯科保健優良校表彰の推薦に関すること。</p>	
14	学校職員の研修等に関すること。				

に改める。

附 則

この訓令は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県教育委員会訓令第 6 号

本 庁 各 課
各 地 方 機 関

熊本県教育事務所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 20 年 3 月 31 日

熊本県教育委員会委員長 古 川 紀美子

熊本県教育事務所処務規程の一部を改正する訓令
熊本県教育事務所処務規程（昭和 36 年熊本県教育委員会訓令第 49 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条 庶務課第 6 号中「学校職員の給与」を「臨時的任用の職員の号給決定」に改める。

第 5 条 第 5 号中「及び県費負担教職員」を削り、「旅費その他の諸給与」の次に「の」を加え、「支払」の次に「及び県費負担教職員の旅費の支払」を加える。

第 5 条 中 第 8 号を削り、第 9 号を第 8 号とし、第 10 号から第 16 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

附 則

この訓令は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県教育委員会訓令第 8 号

本 庁 各 課
各 地 方 機 関

熊本県立図書館処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 20 年 3 月 31 日

熊本県教育委員会委員長 古 川 紀美子

熊本県立図書館処務規程の一部を改正する訓令

熊本県立図書館処務規程（昭和 38 年熊本県教育委員会訓令甲第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「資料課」を「情報支援課」に改め、「奉仕課」、資料課第 3 号及び奉仕課第 4 号を削り、奉仕課第 1 号を情報支援課第 3 号とし、奉仕課第 2 号を情報支援課第 4 号とし、奉仕課第 3 号を情報支援課第 5 号とし、情報支援課第 5 号の次に次の 1 号を加える。

（6）その他情報支援に関すること。

別表を次のように改める。

課	係
総務課	庶務係
	企画広報係
情報支援課	整理係
	県資料係
	支援第 1 係
	支援第 2 係
	普及協力係

附 則

この訓令は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県立図書館組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 3 月 31 日

熊本県教育委員会委員長 古 川 紀美子

熊本県教育委員会規則第 11 号

熊本県立図書館組織規則の一部を改正する規則

熊本県立図書館組織規則（昭和 33 年熊本県教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「資料課」及び「奉仕課」を削り、「情報支援課」を加える。

附 則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

